

# 税務署コーナー

国税庁

## 印紙税過誤納確認申請書の郵送提出に関するお願い

日頃から税務行政に対して、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

印紙税過誤納確認申請書につきましては、申請者の皆様の利便性向上と印紙税過誤納確認事務の効率化を図る観点から、可能な限り郵送での提出をお願いします。

印紙税過誤納確認申請書及び過誤納確認の対象となる文書を郵送される際には以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

(ご留意いただきたい点)

- 確認する事項や不足書類がある場合には、担当の職員から電話で連絡致しますので、申請書には、日中に連絡可能な電話番号を記載してください。
- 審査の結果、還付を行う場合には、印紙税過誤納確認書を郵送しますので、必ずお受け取りください。
- 過誤納確認の対象となる文書は、印紙税過誤納確認書と併せて郵送により返却します。過誤納確認の対象となる文書の返却を要しない場合は、その旨を印紙税過誤納確認申請書の「参考事項」欄にご記入ください。
- 還付金の支払手続は、印紙税過誤納確認書を発送してから、概ね1か月から1か月半かかります。
- 印紙税過誤納確認申請で来署される場合は、手続等に十分な面接時間を設ける必要があることから、電話で事前に予約をお願いします。

## Web-TAX-TV

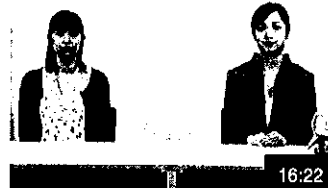
動画と図解で解説するインターネット番組



「国税の納付もキャッシュレス納付」～ダイレクト納付のご紹介～  
【令和3年2月配信】NEW



年金収入がある方の確定申告【令和3年1月配信】NEW



贈与税のしくみと申告手続(暦年課税を適用する場合)【令和3年1月配信】NEW

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

ENHANCED BY Google

日本語 | English | 文字拡大・読み上げ | 利用者別に調べる | サイトマップ

- ホーム
- 税の情報・手続・用紙
- 刊行物等
- 法令等
- お知らせ
- 国税庁等について

**① 緊急のお知らせ**

申告所得税、贈与税及び個人事業主の消費税の申告・納付期限を令和3年4月15日(木)まで延長します(令和3年2月2日)

・税務署の執務状況について(令和3年2月2日現在) | 対応等について(詳しくはこちら)

**ENGLISH・文字拡大・音声読み上げ**

日本語から英語への変換、文字を大きく表示、文章を音声で読み上げる機能

- 納税が困難な方へ
- 消費税の軽減税率・インボイス制度

**新着情報**

トピックス	税の情報・手続・用紙	刊行物等	法令等	お知らせ	国税庁等について
令和3年3月5日	令和2年分確定申告期の確定申告会場のお知らせ(期限延長に伴う変更のお知らせ)				
令和3年2月26日	法人設立ワンストップサービスの対象が全ての手続に拡大されました				
令和3年2月15日	福島県沖を震源とする地震により被害を受けたらへ(災害関連情報)				
令和3年2月9日	「税務署窓口における押印の取扱いについて」を更新しました				
令和3年2月8日	電話が大変混み合っております～確定申告期に多いお問合せ事項Q&Aやチャットボット等を是非ご利用ください～				
令和3年2月1日	【酒類事業者向け】フロンティア補助金及びブランド化・酒蔵ツーリズム補助金の公募を開始します				
令和3年1月26日	令和2年分路線価等の7～9月分に係る「補正率」及び令和2年7月豪雨に係る「調整率」を公開しました				
令和3年1月15日	「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ(源泉所得税関係)」を掲載しました(PDF/158KB)				

表示件数を増やす

トピックス一覧へ

**新着情報**

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置など、最新の情報を掲載

**税務署を検索**

郵便番号から税務署を検索 (半角数字)

-

住所から税務署を検索

都道府県を選択

市区町村・町名を入力

入力例: 千代田区霞が関

**税務署を検索**

郵便番号又は住所から、管轄の税務署を検索

**分野別メニュー**

税について調べる		利用者別情報
タックスアンサー (よくある税の質問)	所得税の確定申告 税の相談	個人の方 法人の方
国際税務関係情報	税目別情報	源泉徴収義務者の方
税の学習コーナー	チャットボットに質問する	税理士に関する情報 お酒に関する情報

- SNS等**
- 国税庁が行う情報発信ツールを集約して表示
- Twitter
  - LINE
  - YouTube「国税庁動画チャンネル」
  - インターネット番組「Web-TAX-TV」
  - 新着情報・メールマガジン

**「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。**

**電子申告で効率UP!**

e-Taxを利用して  
所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略 | 還付がスピーディー

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

法人会 法人会は会社経営の効率化のために e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索

# 税務関係書類における押印義務の見直しについて

令和2年12月21日に「令和3年度税制改正の大綱」が閣議決定され、  
税務関係書類の押印の見直しについて、以下の方針が示されました。

提出者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類について、次に掲げる税務関係書類を除き、押印を要しないこととするほか、所要の措置を講ずる。

- 1 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類
- 2 相続税および贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類

(注1) 国税犯則調査手続における質問調査等への押印については、刑事訴訟手続に準じた取扱いとする。


(注2) 上記の改正は、令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用する。

(注3) 上記の改正の趣旨を踏まえ、押印を要しないこととする税務関係書類については、施行日前においても、運用上、押印がなくとも改めて求めないこととする。

この閣議決定に基づき、税務署窓口においては、本件見直しの対象となる税務関係書類について押印がなくとも改めて求めないこととしております。

関東信越税理士会館林支部所属・税理士								
小堀 直人	0276-75-3009	館林市	池田 啓二	0276-55-2959	邑楽町	眞下 武久	0276-45-1411	太田市
小堀 光康	"	"	石川せつ子	"	"	増田 孝志	"	"
佐川 健二	"	"	藤田 和江	"	太田市	松村志ず枝	"	"
始澤 毅	"	"	堀越 誠	"	"	茂木 真和	"	"
始澤 規夫	"	"	眞下 勘久	"	"	茂木 正己	"	"

**「確かな未来」が会社を変える。**



**で退職金。**

「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

- ① 国の制度だから安全・安心!  
さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立でラクラク管理!  
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク!  
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等とのポートビリティも可能です。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共
検索

<http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

群馬県からのお知らせ

# 自動車税(種別割)の納税通知書が 5月1日(土)に発送されます! ～納税は納期限(5月31日(月))までに～

自動車税(種別割)は、道路整備、医療、福祉、教育の充実、新型コロナウイルス感染症対策など安心・安全な暮らしを確保する財源としても大切に使われています。

■自動車税(種別割)を納める方

4月1日現在の車検証上の所有者に自動車税(種別割)が課税されます。

■自動車税(種別割)の納税方法

- コンビニエンスストア
- 金融機関・郵便局・行政県税事務所
- クレジットカード

Webサイト「Yahoo! 公金支払い」から納税ができます。

- スマートフォンアプリ「LINE Pay」「Pay Pay」
- Pay-easy (ペイジー)
- 口座振替

今年は5月31日(月)が振替日となります。

これからの申込みについては、来年度からのご利用となります。

お申し込みはがきは、各行政県税事務所、市町納税窓口、各取扱金融機関窓口等にあります。

自動車税は  
令和元年10月1日から  
自動車税(種別割)  
に変わりました。



群馬県のマスコット  
くんまちゃん



詳しくは、納税通知書または群馬県ホームページでご確認ください。 →→

令和元年10月1日以降に初回新規登録をされた  
自家用乗用車については新しい税額が適用されます

■納める額

自家用乗用車の主な年税額は次のとおりです。

総排気量	R元年9月30日までの新規登録	R元年10月1日以降の新規登録
1ℓ以下のもの	29,500円	25,000円
1ℓ超1.5ℓ以下のもの	34,500円	30,500円
1.5ℓ超2ℓ以下のもの	39,500円	36,000円
2ℓ超2.5ℓ以下のもの	45,000円	43,500円
2.5ℓ超3ℓ以下のもの	51,000円	50,000円

■お問い合わせ先

太田行政県税事務所	太田市西本町60-27	TEL0276-31-3261
館林行政県税事務所	館林市仲町11-10	TEL0276-72-4461
自動車税事務所	前橋市上泉町397-5	TEL027-263-4343

軽自動車税(種別割)も納期限までに納めましょう!  
お問い合わせは、各市町税務担当課へ